

総務省東海総合通信局からのお知らせ

～外国規格の無線機は使用できません！～

「FRS」「GMRS」といった外国規格の無線機がインターネット等で販売されていますが、これらは日本で使用するためのルール（電波法）に従っていないため、**国内では使用できません**。こうした外国規格の無線機が他の無線設備に妨害を与える事例が、たびたび発生しています。

また、**外国規格の発信器（ドックマーカ―）**についても、東海総合通信局管内で使用しているとみられる事例が確認されています。

外国製の無線機（発信器）でも、日本国内で使用できる機種は、電波法で定める技術基準証明適合マーク（技適マーク）が付いています。技適マークが付いていない製品の購入・使用は十分ご注意ください。



外国規格の無線機（FRS）の例



外国規格の発信器（ドックマーカ―）の例

(参考1:技適マーク)



現在の技適マーク(H7.4～) 旧タイプの技適マーク(S62.10～)

(参考2:罰則)

免許(登録)を受けずに無線局を開設すると、……1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。(電波法第110条)



無線機はルールを守って使用しましょう！

問い合わせ先:

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
総務省 東海総合通信局 監視課 (電話)052-971-9473
(ホームページ) <https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

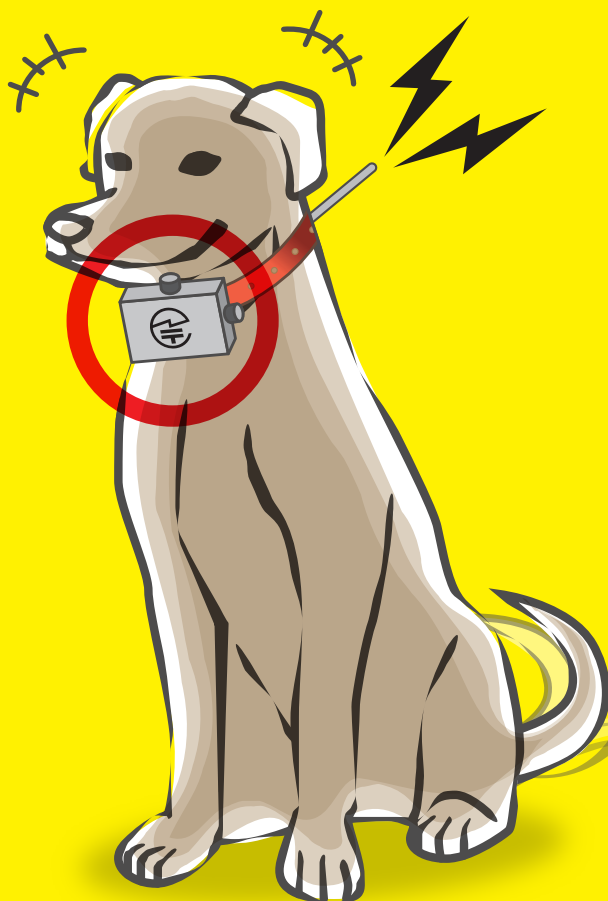
狩猟犬・罾などに設置する狩猟用発信器 (ドッグマーカー等)のルール

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、消防無線などの重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

- ・ 狩猟用発信器を購入・使用される場合は、技術基準に適合しているマーク「技適マーク 」をご確認ください。
- ・ 「技適マーク 」のない狩猟用発信器を使用している場合は、電波法に違反しているおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 狩猟用発信器には、アマチュア無線の周波数帯を使用するものもありますが、このような機器は、アマチュア無線局として免許されません。

 **技適マークあり**

技適マークなし



消防無線などを妨害



不法電波は罰せられます。

【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第110条)

【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、**5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。(電波法第108条の2)